

※ 業務廃止等後30日以内に所有する覚醒剤原料を、病院若しくは診療所の開設者、薬局開設者、覚醒剤原料取扱者等に譲り渡した場合、届出が必要です。
 (譲渡証、譲受証の交付も必要です。)

記載例

業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第30条の15第2項の規定により、報告します。

令和〇〇年 ××月 〇〇日

届出日を記載します。住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 東京都中央区銀座〇丁目〇番〇号

法人の場合は登記された本社の所在地、名称及び代表者の氏名を記載します。

届出義務者続柄
 氏名 (法人にあっては、名称)

開設者の死亡等により、届出義務者の代理人が届出を行う場合には続柄を記載します。

〇〇株式会社
 代表取締役 中央 太郎

中央区保健所長

業 態		薬 局			
業 務 所	所 在 地	中央区築地〇丁目〇番〇号 中央〇〇ビル1階			
	名 称	中央〇〇薬局			
品 名	数 量	譲 受 人 住 所・氏 名	法第30条の7による 区 分 及 び 業 種 名	指 定 証 の 番 号	
エプピーOD錠2.5	△錠	東京都中央区 日本橋〇丁目 〇番〇号 株式会社△△	薬局	第0102× ×××××号	
報告の事由及びその 事由の発生日		薬局の業務廃止のため 令和〇〇年〇〇月〇〇日			

譲受人が法人の場合は登記された本社の所在地、名称及び代表者の氏名を記載します。

譲受人の薬局開設許可証の番号等を記載します。